

CALE NEWS

Center for Asian Legal Exchange
名古屋大学法政国際教育協力研究センターニューズレター

今号の記事

■ 特集 ベトナムとの法学分野の交流の発展

活躍する修了生との密な関係 2頁
名古屋大学法政国際教育協力研究センター 副センター長 牧野絵美

名古屋大学ハノイ日本法教育研究センターへの
外務大臣表彰 4頁
名古屋大学日本法教育研究センター長 松尾陽

果たして4年間CJLVで“苦労”することに価値があるのか? 5頁
名古屋大学ベトナム日本法教育研究センター 特任講師 ド・ティ・テウ・フーン

■ TOPICS

アジア諸国における判決の書式・構成 6頁
名古屋大学大学院法学研究科 特任講師 傘谷祐之

サマースクールで報告して 6頁
カンボジア王国弁護士 トリー・パリアン

法整備支援実務家こそサマースクールへ
～居ながらにして学べるアジア諸国の実情～ 7頁
公証人 山下輝年

学年論文発表会で面白い法律話を聞きましょう
名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程 リ・ティ・ゴック・ラン

アジア諸国の学生たちの学年論文に関する感想 8頁
名古屋大学大学院法学研究科博士前期課程 エルデネバートル・エルビルゲーン

ベトナム・ウズベキスタンで学んだ法整備支援 9頁
名古屋大学法学部2年 羽田嘉馬

■ TOPICS 名古屋大学での1年間の交換留学

◆ウズベキスタン◆ 10頁
タシケント国立法科大学 パディリッディノフ・ポブルホン/
アプデウラヒモフ・ジョヒジャホン

◆カンボジア◆ 10頁
王立法経大学 サルット・リザー/ルム・シーシーメイ

◆ベトナム◆ 11頁
ハノイ法科大学 レ・マイン・フン/フォン・ティ・リン

◆モンゴル◆ 11頁
モンゴル国立大学法学部 スフトゥムル・オソルジャマー/
バトバヤン・ウーリーントヤ

■ アジア法・法整備支援研究の最前線

総選挙圧勝から38年ぶりの首相交代へ
～最大野党不在の2023年カンボジア総選挙～ 12頁
京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究科博士課程 吉田篤史

■ New カンボジア便り

カンボジアのお正月事情 14頁
カンボジア・日本法教育研究センター 特任講師 佐藤怜奈

■ センター長便り

NGN (Next Generation Network) の構築
～「法の支配」の持続可能な発展に向けて～ 16頁
名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 村上正子

■ 行事など 18頁



No.50

2023.9.30

活躍する修了生との密な関係



名古屋大学
法政国際教育協力
研究センター
副センター長

牧野 絵美

■ ベトナムとの交流の始まり

名古屋大学法学部は、日本の大学の中ではいち早くアジアに着目し、アジア各国との交流を行ってきました。法学部創立40周年を記念し、同窓生・地元経済界などから寄付金約1億2千万円を集め、1991年よりアジア太平洋地域法政研究教育事業（APプロジェクト）を開始しました。その先頭に立たれたのは、1988年から2年間法学部長を務められた森嶋昭夫先生でした。事業を具体化するために、1992年

から森嶋先生自らがアジア各国を訪問され、ベトナム訪問時にはグエン・ディン・ロク司法大臣と面会され、日本政府による法整備支援事業始動のきっかけとなりました。

名古屋大学のベトナムとの交流に欠かせないもうひとり、ベトナム憲法がご専門の鮎京正訓先生です。鮎京先生は、森嶋先生とともにAPプロジェクトなどで度重なりベトナムに訪問され、法学部のベトナムとの交流活動の礎を築かれました。法学部とベトナムの機関との初めての学術交流協定は、鮎京先生と懇意であったダオ・チ・ウック所長率いる国家と法研究所と1995年に締結したものでした。ソ連の影響を受けたベトナムでは、科学アカデミーが権威を持っており、初期のベトナムとの研究交流の中心は、その傘下にある国家と法研究所でした。

APプロジェクトにより、アジア各国の大学機関との交流が開始され、1998年より、ベトナム、ラオス、カンボジア、モンゴルを対象として、法整備支援事業を学部をあげて取り組むこととなりました。それ以降、これらの国々の大学と積極的に学術交流協定を締結していきますが、ベトナムの大学とは、比較的早い時期に学術交流協定を締結し、1999年にはハノイ法科大学とホーチミン市法科大学（当時はホーチミン市国家大学法学部）との交流が始まりました。鮎京先生は、1981年からハノイ法科大学と交流があり、ホーチミン市法科大学については、ウック先生の紹介によるものであり、ベトナムとの交流の開始は、鮎京先生とウック先生の関係により始まりました。

■ 留学生の受入

1999年には、法学研究科に英語コースを開設し、法整備支援対象国からの留学生受入が本格的に始まり、この教育の成果が法学研究科の強みとなります。本コースは、各国政府機関や大学等において法整備支援に携わる人材を養成することを目的としており、文部科学省奨学金、JICA長期研修員制度、人材育成奨学計画（JDS）など日本政府の事業と連携し、実際の立法・行政・司法活動に携わる実務家や大学教員を留学生として受け入れています。2007年にはハノイ法科大学に、2012年にはホーチミン市法科大学に、日本法教育研究センターを設立し、両センターからの修了生は170名となり、両国の架け橋として活躍してくれています。2023年9月現在、27名のベトナム留学生が法学研究科に在籍しており、中国に次いで2番目の留学生数であり、法整備支援対象国の中では一番多くの留学生が在籍しています。ここ10年では、57名が修士号、7名が博士号を取得しており、これもやはり中国に次ぐ数の多さです。

■ ロン司法大臣・オアイン司法副大臣の来訪—ベトナム司法省からの表彰

ベトナム修了生のひとりであるレ・タイン・ロン司法大臣が、2023年7月7日にCALEにご来訪されました。今回のロン大臣のご来日は、東京にて開催されたASEAN-G7による法務大臣会合にご参加されるためで、2019年以来4年ぶりのご来訪となりました。ロン氏は、1999年に来日され、2003年に博士号を取得されました。法学研究科の英語コースからの初めての博士号取得者であり、在学中から将来の活躍が大変期待され、卒業式では総代を務められました。ロン大臣は、名古屋大学留学前は、法整備支援事業の日本政府との交渉人として若くして抜擢され、

日本側からはタフネゴシエーターと呼ばれていました。

ハ・フン・クオン司法大臣（当時）を団長とするベトナム憲法調査団が2012年に名古屋大学を訪問されたことがきっかけとなり、2013年にはベトナム司法省と学術交流協定を締結しました。調印式の際には、クオン大臣が見守る中、大臣の粹な取り計らいで、名古屋大学で博士号を取得した当時のロン副大臣が協定書に署名をされました。



ロン司法大臣（前列中央）とともに

ロン大臣は、大学院修了後、5度目の来日でしたが、お忙しい中、毎回欠かさず名古屋大学への訪問の時間を作られており、「ベトナム人留学生は、名大できちんと教えられたこと、そして日越友好関係のために貢献することを、卒業後も決して忘れません。」と述べられていたことが印象的です。夕刻には、法学部同窓生で名古屋大学全学同窓会の柴田昌治会長や各界の法学部同窓生、本学関係者、他大学、法曹界、産業界等からロン大臣やベトナムと親交のある方々約40名をお招きし、ロン大臣歓迎夕食会を開催しました。

そして、9月20日には、同じくベトナム修了生のダン・ホアン・オアイン司法副大臣が、CALEに訪問されました。オアイン副大臣の母校愛も非常に強く、今回も東京でのJICA本邦研修で来日される際、是非名古屋へということで、足を運ばれました。今回の訪問では、CALEは、ベトナムと日本の法律・司法協力の友好関係の増進に積極的に貢献した実績を評価され、ベトナム司法省から表彰状が授与されました。

オアイン副大臣は、ウクライナのキーウ大学で勉強された後、2001年から法学研究科の修士課程に入学され、2003年に修士号を取得されました。オアイン副大臣の修士論文は、非常に優れており、博士論文に近い水準の優れた論文だったと言われており、博士課程への進学も勧められていましたが、やむなく帰国されました。こういった思いの留学生のために、濱口道成総長（当時）のご考案で、2014年に、現地にしながら名古屋大学の博士号が取得できるアジアサテライトキャンパス学院が設立され、ベトナムからも3名が博士号を取得されています。

■ 修了生との強固なネットワーク

現在、このおふたりだけではなく、ベトナム政府機関には、多くの法学研究科修了生が勤務されており、最近では、ファム・クアン・ヒエウ氏が、駐日ベトナム大使に就任されるといううれしいニュースもありました。私も、このお三方とは同時期に学生時代を過ごし、法学部留学生ボランティアサークルSOLVの一員として様々なかたちで交流をさせていただき、今回のように再会したときには、毎回学生時代の話で盛り上がります。



ベトナム司法省からの表彰状授与式典

ロン大臣はご来訪時に、日越友好関係に名古屋大学が重要な役割を果たしているとおっしゃられましたが、法学研究科修了生との密な関係は私たちの財産であり、さらなる両国の関係強化に貢献できればと思っています。

名古屋大学ハノイ日本法教育 研究センターへの外務大臣表彰



名古屋大学
日本法教育研究
センター長

松尾 陽



(写真提供) 在ベトナム日本国大使館

1. ハノイ・センターの表彰と表彰伝達式の開催

名古屋大学の日本法教育研究センターのハノイ・

センターは、2022年度、外務大臣表彰を受賞しました。外務大臣表彰は、「国際関係の様々な分野で活躍し、我が国と諸外国との友好親善関係の増進に多大な貢献」をした個人や団体に贈られるものです。

ハノイの日本法教育研究センターは、2007年9月にハノイ法科大学内に設立され、多くの優秀な修了生を輩出してきました（詳しくは、本号のド先生執筆の記事をご参照ください）。その成果が讃えられることになったわけです。

その表彰状が贈られる「表彰伝達式」が在ベトナム日本大使館で2023年5月30日に開催されることになり、松尾と松田貴文CALE副センター長が出席するため、日本からベトナムへと渡航しました。

2. 多くの人に支えられるセンター

表彰伝達式では、山田滝雄駐ベトナム社会主義共和国日本国特命全権大使がご挨拶され、その中では、30年以上前から名古屋大学の法学部がベトナムの法整備支援に尽力してきたことに対する感謝も述べられ、さらには、森嶋昭夫名古屋大学名誉教授の名前が特に言及されました。

また、ベトナム司法省からダン・ホアン・オアイン司法副大臣、ハノイ法科大学からドアン・チュン・キエン学長も出席され、直接祝辞を拝聴することができました。その中では、鮎京正訓名古屋大学名誉教授に言及されておられます。

式の後の立食パーティーでは、ハノイ・センターの有形・無形の形で協力いただいている法律家、JICAの研究員、日本企業の方々、ボランティアで日本語指導の方々など、多くの方々と話すことができました。優秀な修了生を輩出できたのは、これらの方々センターを支えてくれたおかげであります。この場を借りて厚くお礼を申し上げます。

3. ハノイ・センターの未来に向けて

さて、20年ほど前に見た日本のテレビ番組の中では、ベトナム市街でHONDAのスーパーカブが満ち溢れている様子が映像にあったことを記憶しております。

今回の出張では、最新の自動車が行き交い、また、高層ビルが立ち並ぶベトナムの姿がみられました。今年、ベトナムの人口が一億人に達したというニュースが日本でも伝えられましたが、ベトナムの勢いを強く感じるができる出張となりました。この発展の波に乗る形で、日越の今後の発展を架橋する存在としてのセンターをどのように継続させ、発展させていくのかが、今後の課題です。



ハノイセンターの日本語授業風景
(熱心に日本語を学習している)。

果たして4年間CJLVで“苦勞”することに価値があるのか？



名古屋大学
ベトナム日本法教育
研究センター
特任講師

ド・ティ・テウ・フーン

いったん、ハノイ日本法教育研究センター（CJLV）の学生になった者は、ハノイ法科大学の授業だけでなくセンターの授業にも並行して出席しなければなりません。では、4年間もかけて、通常の学生より“二倍の努力”を払うことに果たして価値があるといえるのでしょうか。

①CJLVの教育といえば、日本法？

CJLVでは、例年9月頃に1年生の選抜試験が行われ、応募者（ハノイ法科大学の学部生）の中から、高校の成績・卒業試験の結果による書類選考、筆記試験と面接を経て、

優秀な25名が選ばれています。毎年厳しい進級条件をクリアし、無事に修了できるのは10名前後です。

センターでは日本語のみならず、日本の法律（憲法や民法を中心に）や政治体制、統治機構なども学習することができます。ただ、4年間センターで取得できるのはそれらの「知識」だけではありません。むしろ、センターでの教育でもっとも重要とされるのは物事に対する法的・論理的・批判的な思考力の養成と日本の文化・社会（礼儀や責任感、時間遵守、マナーなど）に関する総合的な知識の獲得なのです。

②CJLVの修了生だからこそ得られるチャンス

CJLVは、今年で17年目を迎え、修了生を133名輩出しました。修了生の皆さんは裁判官、大学教員、弁護士と自分の道を歩んでいき、それぞれ異なる形で社会に貢献をしています。（以下の2023年5月時点の修了生進路調査を参照。）

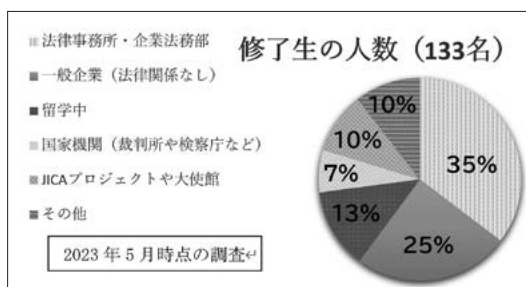
前述のとおり、学生は日本語能力ゼロからスタートし、修了時には日本語の中上級レベルに達するだけでなく、日越両国の法律の知識も備わっているため、様々なキャリアの選択肢につながることができます。特に、ベトナムにおける法律事務所や一般企業の間で高く評価されています。

修了生の中で企業の法務部や法律事務所等で法律関係の仕事に従事している割合が最も高い（47名：35%）ことはさほど驚くべきことではありません。その中で日本の大手法律事務所（アンダーソン・毛利・友常、西村あさひ、長島・大野・常松、TMI等）で活躍しているのは19名です。また、修了後すぐJICA法整備支援プロジェクトや在ベトナム日本国大使館で勤務している人も少なくありません（13名）。

CJLV修了生の特徴として誇りを持って言えるのは、学問に対する好奇心・向上心があることです。2023年5月をもって名古屋大学の法学修士号を取得したのは28名に登っています。なお、社会人として活躍してから数年経った後も、研究の道を追究するために、仕事を辞めて日本やイタリア、中国などの大学院へ留学する人も数多くいます（17名）。

③修了生の今後の活躍：一人ひとり研究者になる！

これまで、名古屋大学法学研究科（特に、CALE）のベトナムにおける活動は法学教育を中心に行われてきましたが、村上CALEセンター長や松尾CJLセンター長からは、これから修了生との共同研究や学術論文の執筆を促進することにも力を入れていきたいという提案もされました。今後、修了生にはCJLVや名古屋大学、社会などで獲得した知識や経験を活かして、「研究者」としての活躍が期待されています。これは、ベトナムの次世代の若者たちのためでもあり、社会に学問的に貢献できる有益な方法でもあると考えます。



▲K13(11名)修了式には、ハノイ法科大学の副学長や大使館の書記官、JICA 専門家、法律事務所の弁護士、日系企業の方々等、多くのご来賓にご臨席いただきました。

進学 (名古屋大学や名古屋経済大学)	3名
法律事務所	3名
JICA プロジェクト	1名
一般企業 (IT系)	1名
学部交換留学中	3名

アジア諸国における判決の書式・構成



名古屋大学
大学院法学研究科
特任講師

傘谷 祐之

サマースクール「アジアの法と社会2023」を2023年8月7日・8日に開催しました。テーマは「アジア諸国における判決の書式・構成」です。

まず、8月7日午前の部では、名古屋大学の村上正子教授に日本の判決文の特徴について、杉浦一孝名誉教授に、旧ソ連を素材に、社会主義国の判決文の特徴について講義していただきました。次に、8月7日午後の部では、名古屋大学日本法教育研究センター

学生・修了生が、ウズベキスタン・モンゴル・ベトナム・カンボジアの民事第一審手続きの流れについて発表し、その後に参加者との意見交流を行いました。最後に、8月8日午後の部では、日本法教育研究センターを修了後に日本に留学して学位を取得し、現在は帰国して大学教員や弁護士として活躍している4名を講師としてお招きし、ウズベキスタンなど各国の判決の書式・構成について講義をしていただきました。

前年同様オンラインで開催し、延べ100名の参加がありました。サマースクールの詳細については、共催機関である国際民商事法センターの『ICCLC NEWS』の誌面をお借りして報告する予定です。サマースクールを共催していただいた法務省法務総合研究所、慶應義塾大学大学院法務研究科、および、ご後援いただいた独立行政法人国際協力機構（JICA）、愛知県弁護士会をはじめ、ご協力いただいた皆さまに感謝申し上げます。

サマースクールで報告して



カンボジア王国
弁護士

トリー・バリアン

私は、2015年に、名古屋大学のカンボジア・日本法教育研究センターを修了し、その後、名古屋大学大学院法学研究科に留学して、2017年に修士号を取得しました。現在は、カンボジアの首都プノンペンにある法律事務所で、弁護士として働いています。

2023年8月8日に行われたサマースクール「アジアの法と社会2023」にて、カンボジア、ベトナム、ウズベキスタンとモンゴルの修了生が、母国における判決の書式・構成について発表しました。私は、カンボジアにおける判決の書式・構成について発表させていただきました。発表の内容は、カンボジアにおける民事判決書の必要的記載事項を紹介するとともに、実際の民事判決書でよく見られる任意的記載事項も取り上げました。カンボジア民事訴訟法第189条によります

と、判決書の必要的記載事項としては、①裁判所（1項1号）、②口頭弁論の終結の日（1項2号）、③当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所（1項3号）、④事実及び争点（1項4号）、⑤理由（1項5号）、⑥主文（1項6号）及び⑦裁判をした裁判官の署名（3項）があります。これに対し、実際の民事判決書には、必要的記載事項の以外によく見られる任意的記載事項は、訴え提起日と事件番号、判決日と判決番号、訴訟費用並びに書記官の署名などがあります。発表では、民事判決書の記載事項を述べた後、判決の公開と利用法に関する状況についても取り上げました。

私の母国について発表した後、他の発表者の母国における判決の書式・構成について発表していただきました。他の3つの国の判決書を見比べた後、我々の判決には記載事項として共通点が多いことがわかりました。そして、それぞれの国では判決書が公開され、公開された判決書が法学教育や研究の様々な場面で利用されることもわかりました。他の国の制度を知ることによって自国の制度に反映できるので、大変貴重な機会でした。

法整備支援実務家こそサマースクールへ ～居ながらにして学べるアジア諸国の実情～



公証人

山下 輝年

■ CALEと私

2016年5月までの検事生活32年のうち11年間は国際協力に携わりました（法整備支援6年・刑事分野5年）。特に法務総合研究所の国際協力部時代は名古屋大学とCALEに非常にお世話になり感謝しております。

「サマースクール」の名称のためか、実務家は、大学生向けの初歩的なものと思っているのか、交通宿泊費の自腹を切つてまで参加しようと思わない方が多いようです。私の場合、2001年から2012年までの間、可能な限り、名古屋大学の法整備支援関連イベントに参加してきました。そこで得られる情報は、社会主義法の研究者、東南アジア・中央アジア諸国で法整備支援に携わる研究者や実務家の「生の声」が聞けるからです。今でも記憶に残るのは、市橋克哉教授・杉浦一孝教授ほかによる社会主義法の考え方であり、「三権」の分立はどの国にも法文上存在するが、実際には三権の比重が違うことを板書でイメージさせるものでした。頭の中では理解できても、説明方法により脳への定着が確たるものとなりました。

■ 久々のサマースクール

2016年に退官し公証人となってからは業務に追われ、なかなか参加できません。今回、共催者の財団法人国際民商事法センター（ICCLC）から、「アジアの法と社会2023」の案内メールが届きました。テーマは「アジア諸国における判決文の書式・構成」であり、非常に関心を引くものです。しかも、オンラインで参加できます。本当はリアルで交流したいところですが、オンラインにより参加のハードルは低くなり、ある意

味では技術の進化の賜物でしょう。実は、私は「名古屋ロー・レビュー」創刊号に日本の「判決の言渡し」に焦点を当てたエッセイを寄稿しており、一定の関心を持っているのですが、その点でも何か得られるものがあるだろうと考え、参加したのです。残念ながら、全部には参加できませんでしたが、それでもチャットによる質問と、その回答で目的の一つを達することができました。

■ 若手の方々へ

こう言うと自分が歳を取ったと実感するのですが、限られた紙幅で1点だけ述べるとすれば、「当然・常識と思えることから疑う」ということです。それは否定すること意味せず、疑うことによって、「何故こうなっているのか」という理由を考察する契機になります。あるいは、「こうであってもよいはずなのに何故そうなっていないのか」という背景や理由まで考えることになります。もちろん目の前で研究者や実務家の先輩が行っていることから学ぶ重要性は否定しませんが、鵜呑みにすることなく自分なりに咀嚼することによって、その事柄に対する根拠も、あるいは記憶の定着も確たることになり、更には次のステップになると思っています。

かく言う私も、現在の職務である公証分野もデジタル化の波が押し寄せていますが、そうであるからこそ過去の経緯を調べ、筆書きの時代とコピーが発達している現代とデジタル化の時代背景が実務に及ぼす影響を考えることにより、皆が当然と思っていることへの疑問が解けることを実感しております。

最後に、民事訴訟法の大家・故三ヶ月章博士がドイツ留学中に学んだレント教授の形見の言葉を紹介して筆を置きます。

「法律学者は常に自由であることに努めなければならない。第一は恩師の学説から自由であることであり、第二は支配的な学説から自由であることであり、第三は昨日の自己の学説から自由であることである。」

学年論文発表会で面白い法律話を聞きましょう



名古屋大学
大学院法学研究科
博士前期課程

リ・ティ・ゴック・ラン

今年8月に、日本語と日本法を勉強している3年生の学年論文発表会が例年通りに行われました。発表者と司会者という両方の立場にあった私を感じた印象を共有したいと思います。

まず、労働法専門のグループで発表された問題は多様で、社会現実と結びつくことを知りました。新たな労働形態や労働不足などの最近ニュースでよく見る問題から、長期化している社会福祉政策の問題にまで押し広げました。さらに諸国の問題背景と学生たち自身

の論旨を明らかに説明したことは、法律に関心をもつ人や、法律を数年間研究している学者に対して多様な視点をもたらすと思います。

また、学生たちの日本語や日本法及び研究のための努力が印象に残りました。多くの人の前で母語ではない言語で話したり、専門的な問題を説明したりすることは簡単なことではないでしょう。しかし、まだ表現に誤りがあって、質問を受けた学生たちは頑張って発表して、疑問に答えました。

3年前、私も同じことを体験しました。発表者から司会者になる過程を過ごしなが、知識、経験、能力向上のために腕を磨きました。学生たちが成長できるこのようなイベントは素晴らしいと思いました。

アジア諸国の学生たちの学年論文に関する感想



名古屋大学
大学院法学研究科
博士前期課程

エルデネバートル・
エルフビルグーン

名古屋大学大学院法学研究科の博士前期課程の一年生のエルフビルグーンと申します。私は、3年前にオンラインで学年論文を発表したことがあります。今年の学年論文発表会で司会者として感想を述べさせて頂くのは本当に楽しみです。

2023年8月6日に、グループDの3人の司会者の一人として務めました。本グループでは、モンゴル日本法教育研究センター2人の学生、ウズベキスタン日本法教育研究センターの1人の学生が、各自の学年論

文について発表しました。発表の内容は民法で、特に各国の不動産を巡る問題でした。各発表は15分で行われ、その後10分で質疑応答が行われました。各発表者は、論文において取り上げる問題点を明らかに示し、その問題に対する解決策をはっきりかつ詳細に説明して頂きました。彼らの発表は非常に分かりやすく、PPTも効果的に活用して、大変興味深い発表でした。次に、質疑応答の時に、各発表者に対して聴衆と司会者からいくつかの質問がされて、限られた時間以内に十分に回答できたと思っています。

また、私は、発表会を通じて各国の不動産を巡る問題について理解を深めたことを感謝申し上げます。

ベトナム・ウズベキスタンで学んだ 法整備支援



名古屋大学
法学部2年

羽田 蒼馬

法学部の短期派遣プログラムで今年2月にベトナム、3月にウズベキスタンを訪れました。両国の司法制度や日本による法整備支援の状況を現地で学ぶことができ、非常に有意義な研修となりました。

■ 想像をはるかに上回るベトナムの発展

首都ハノイは、凄まじい活気に溢れていました。クラクションが鳴り止まない道路と縦横無尽に走り回るスクーター、主に若者向けと思われるおしゃれなカフェやショップの数々…。ベトナムのGDP成長率は（コロナ禍を経ても）プラスを維持しており、人口も増加し続けています。まさに成長期を迎えているベトナムの勢いは、日本をはるかに上回っているという印象を受けました。

ベトナムに対する法整備支援も、そうした変化を象徴するように新たな局面を迎えているようです。JICAオフィスで聞いた、「日本が行う法整備支援に対するベトナム側のニーズが変化している」という話は、特に印象に残っています。日本ははじめ、「基本法令の整備」を中心に支援を実施していましたが、徐々に支援の軸足が「法の運用」に移っていました。近年では、



ベトナム司法省でレクチャーを受けている様子

法実務におけるデジタル化や国際競争力強化の支援までもが、日本に求められているといます。ベトナムにおける法整備支援の今後のあり方について、模索が必要だと感じました。

■ ウズベキスタンに今も残るソ連の面影

ウズベキスタンには、ソ連時代の面影が今なお色濃く残っています。大統領が強力なリーダーシップを長期間にわたって発揮し続ける政治体制も、その一つです。現地で訪問した日系の法律事務所では、最近、ウズベキスタンに進出している日系企業などからの雇用契約に関する相談が増加しているのだそうです。2016年に就任した新大統領によって進められている改革の一環で、労働関連の法律が改定されることがその要因とのことでした。指導者の交代に伴って法の内容に変更が生じ、市民生活や経済活動にダイレクトに影響を及ぼすというのは、日本の一般的な感覚とは異なる部分だと思います。

ちなみに、派遣直後の今年4月末には大統領の任期を延長する内容のウズベキスタン憲法の改正案が国民投票で可決され、大統領がこれまで以上に長期的・安定的に指導を続けることが可能になりました。

■ 法整備支援対象国との向き合い方

一連の研修を通じて、法整備支援という事業を「日本が対象国を一方的に支援する」という構図で捉えるのは不正確だと痛感しました。画一的に日本の法システムを輸出し現地に定着させるような「一方通行の支援」は、支援対象国が求めているものではないと思います。というのは、法整備支援に対するニーズや政治体制、その背景にある事情が、国ごとに大きく異なるからです。今後の法整備支援には、対象国の実情を踏まえた取り組みとともに、その支援が一定水準に達した後のことまで見通した関与も求められていると思います。

派遣を通じて、法整備支援の対象国が日本からは想像もつかないほど大きなエネルギーをもって発展していることを肌で感じました。今後もアセアン・アジア圏の司法や政治、経済の動向に関心をもって、積極的に学んでいきたいと考えています。

TOPICS 名古屋大学での1年間の交換留学

❖ウズベキスタン❖



バディリッディノフ・ボブルホン

私は日本に留学することはあまり考えませんでした。2019年タシケント法科大学(TSUL)に入学して、初めて日本法センターがあることが知りました。そして、日本法センターに入学して日本語を学ぶようになりました。その時も留学のことを考えなかったです。2022年は長期研修プログラムに挑戦してみて日本に留学することができました。それは私の人生で貴重な宝物となりました。留学中では勉強だけでなく、柔道もすることができました。特に旧帝国大学だけで練習される高専柔道を学んで嬉しく思います。この機会を与えてくださった日本にありがとうございます。これからウズベキスタンと日本との関係を応援していきたいと思います。



アブデウラヒモフ・ショヒジャホン

私はタシケント国立法科大学の3年生、ショヒジャホンと申します。2022年、日本に留学することになりました。この1年間、私にとって、素晴らしい経験になりました。ベトナム、カンボジア、モンゴルから集まった学生たちといい関係を作りました。これからも、このような人間関係を大切にしていきたいと思います。

日本にいた間、先生たちに大変お世話になりました。秋学期に、毎日の宿題を締切時間までに提出するのは難しかったが、先生たちの努力の上、スケジュールを作って、勉強の時間と遊びの時間をはっきりしました。その結果、宿題を時間に提出するようになりました。

柔道は私の人生を変えました。自分の感情や、力をコントロールするようになって、自分自身が成長しました。また、相手のことを考えて、コミュニケーションをとることが上手になりました。

これからも、名古屋大学での学びと友情に感謝し、これからの人生で新たな挑戦に向かって進んでいきます。

❖カンボジア❖



サルット・リザー



ルム・シーシーメイ

2023年8月4日、JASSO長期研修を通じて、名古屋大学で1年間留学を終了しました。1年間の間に名古屋大学で交換留学生として日本語と日本法を勉強してきました。初めは新しい環境に慣れるまで時間がかかり、文化の違いに戸惑うこともあったが、時間とともに適応していくことができました。大学では多くの留学生が集まる場所であるため、異文化の交流をする機会があり、貴重な経験でした。最初に多くの文化違いが困ったが、少しずつ多文化の違いを受け入れ、日本の文化や生活が好き

になりました。異文化交流を通じて、違う文化の人の立場や価値観を理解し、自分の視野を考え直すことができました。これは自己理解が深まり、自己啓発につながると思います。また、日本に留学できることにより、アルバイトもできました。アルバイトをしたことにより、日本人の働き方や仕事に関する考え方や協働で働く必要性などが分かるようになりました。

日本に行く目的は日本語能力が上達することです。1年間日本に留学したことにより、その目標を達成したと思います。毎日自分の周りに日本語を使うため、日本語を話す機会が増え、自分の言語能力が向上していることになりました。日本人とコミュニケーションを取ったことで、自然な表現や発音に改善など影響をもたらしました。そのため、少しずつ日本語に慣れてきて、上達することができたのではないのでしょうか。

留学を通じて、個人的にも大きく成長できたと感じています。留学期間中に、様々な困難を乗り越えた経験は、自分自身の成長や知識の拡充を得る機会となりました。これから、留学で得た貴重な経験をもとに、帰国後も学んだ知識や経験を活かし、また、新たな目標を持って成長し続けたいと思います。最後に、JASSO長期研修プログラムに留学できる後輩たちにも日本における1年間の生活を精一杯楽しく送ってほしいです。



❖ベトナム❖



レ・ミン・フン



フォン・ティ・リン

私たちは、JASSOアジア探法・「法の多様性」探求・発信プログラムで、日本法教育研究センター（ハノイ）の3年次修了者として、名古屋大学法学部に1年間留学しました。日本文化に深く馴染み、多くの方々と出会う貴重なチャンスを頂きました。

名古屋大学で日本語と日本法を学びました。まず、アカデミック日本語やビジネス日本語等中上級から上級までの授業でした。それらの科目と毎日日本語での会話のおかげで、日本語、特に会話と聴解能力が上達しました。

次に、日本人法学部生と一緒に民法、知的財産法、労働法等の講義を受講しました（最終試験の受験は任意ですが）。比較法の観点から日越両国の法律についてさらに研究していきたいため、その講義で学んだことは日本法制度を根本的に理解するのに役に立ちます。

大学での勉強に加えて、多くの興味深い経験もありました。英語で教えられるPSI（比較法政演習）の科目により、日本と他国の法律、政治、文化についてプレゼンテーションを行い、多くの新しい友達ができました。また、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）、G30及びNUPACEプログラムが主催する留学生との交流活動にも数多く参加していました。世界の広さと文化の多様性をさらに深く理解することができました。留学を通じて異文化理解能力の重要性を認識して、今後もその能力を磨くためにさらに努力していきたいと思います。

現在、ベトナムに帰国し、ハノイセンターの4年生として勉強し続けています。

最後になりましたが、名古屋大学、CALE、ハノイセンターの先生方、そして日本学生支援機構（JASSO）に深く感謝申し上げます。今後ともよろしくお願いたします。

❖モンゴル❖



スフトウムル・
オソルジャマー



バトプヤン・
ウーリーントヤ

名古屋大学で過ごした留学生活で、私たちは大きく成長しました。大学の授業では知識を深めると同時に、法律に関する議論の機会も多かったです。様々なことを学んだり、日本でしかできない体験をしてみたり、素晴らしい友達をたくさん作ったりしました。特にJASSO長期研修の他国の仲間と仲良くなり、彼らの性格の良さと勉強法から学びました。

外国人とのコミュニケーションを通じて、様々な異文化を知ることができました。同様に、自国の歴史、文化、法制度をもっと勉強して来た方が良いのではないかと思います。さらに、英語でしか話せない人々ともコミュニケーションすることもよくあったり、英語で授業を受けたりしていたため、来日前に日本語とともに、英語の練習しておいた方がいいと思います。

私たちはCALEの事務所、コンビニエンスストア、名古屋大学附属高校等でアルバイトしました。アルバイトを通して一緒に働いていた日本人から、真剣に働くことの大切さを分かりました。それから、日本の行政書士法人で短期間でインターンシップする機会もありました。その時、日本企業の文化、マナーやコミュニケーションスキル等について学びました。

CALEの皆様、先生方、先輩方の温かいサポートのおかげで、日本での生活はより充実したものになりました。この留学の貴重な経験は私たちをより良い方向に導いてくれたため、モンゴルに戻ってより一層努力していきたいと思っています。ありがとうございました。

総選挙圧勝から38年ぶりの首相交代へ

—最大野党不在の2023年カンボジア総選挙—



京都大学大学院
アジア・アフリカ
地域研究研究科
博士課程

吉田 篤史

2023年7月23日、カンボジアで第7期国民議会議員選挙が実施されました。内戦終結後7回目となる今回の総選挙は、最大野党不在の中、フン・セン前首相（選挙時は首相、71歳）率いる与党カンボジア人民党（以下、人民党と表記）が地滑りの勝利を収めました。また選挙後には、フン・センが38年務めた首相職を長男のフン・マネット国軍副司令官兼陸軍司令官（45歳）へ譲ることを表明するなど、カンボジア政治上大きな転換点ともなりました。そこで、本稿では総選挙に至る過程とその結果、新政権発足に向かう動きを、若干の分析を交えつつ振り返ります。

■ 投票に至るまで

今回議席が争われたのは、下院に相当する国民議会の全125議席です。議員の任期は5年で、首都及び各州で構成される25選挙区から拘束名簿式比例代表制を通して選出されます。この議会選挙に参加するためには、各政党と有権者はそれぞれ国家選挙管理委員会（以下、NECと表記）に対し政党登録と有権者登録を事前に済ませる必要があります。有権者登録は昨年末に締め切れ、今回は9,710,655人が登録されました。また、政党登録は5月に実施され、与党人民党の他、1993年の初回総選挙から参加している王族系政党フンシンベック党など計18政党が登録され候補者擁立に至りました。

今回の政党登録では、最大野党であるキャンドルライト党が承認されず、結果として総選挙に参加できない事態に陥りました。この理由について、NECは政党登録における提出書類の不備を挙げています。しかし、実際は有権者の支持を集めるキャンドルライト党を選

挙から排除したい人民党の意向によるものと言われています。キャンドルライト党は、昨年実施された地方議会選挙で国内全土に議席を獲得するなど、有権者からの広範な支持を集めており、人民党に対抗できる唯一の野党とみなされていました。そして人民党は、キャンドルライト党を総選挙における障害とみなし、幹部党員の逮捕などを通して弱体化を図ってきました。そのため、今回のキャンドルライト党排除も人民党の関与が疑われているのです。

これに対して、国連や欧米を中心とする国際社会からは批判や懸念が表明されていました。同様に国内からも、投票先を失ったキャンドルライト党支持者から人民党に対する批判や不満、戸惑いの声が聴かれます。また、最大野党不在の選挙は2018年総選挙に続いて2回目であるため、一部の有権者からは選挙制度の形骸化を指摘する声も挙がっていました。そのため、今回の選挙は国際社会や一部の有権者からの懸念が渦巻く中実施されたものでもあったと言えます。

■ 人民党の圧勝、そして新政権の発足へ

投票は7月23日午前7時から午後3時まで行われ、その後即日開票が行われました。その結果、人民党が6,398,311票120議席を獲得して第1党に、716,490票5議席を獲得したフンシンベック党が第2党となり、大方の予想通り人民党が地滑りの勝利を収める結果となりました。投票率は84.58%を記録し、2000年以降の総選挙で最も高い値となりました。その一方で、無効票率も高く、過去6回の平均である3.75%を上回る5.36%（440,154票）を記録しました。これは、キャンドルライト党支持者や選挙の公平性に懸念や不満を持つ有権者が、政権批判の手段として無効票を投じた結果と考えられます。

その3日後の7月26日、フン・センはビデオ演説を行い、8月22日に発足する次期政権から首相職を長男フン・マネットに譲る意向を表明しました。世襲による38年ぶりの首相交代の知らせは、国際社会を大きく驚かせました。そしてこの演説後、フン・マネット

政権発足に向けた動きが本格化していきます。8月7日には同氏を次期首相へ指名する勅令が発表され、10日には閣僚候補者が公表されました。その後も準備は着々と進み、8月21日に新議会が召集、翌22日の議会承認をもって新生フン・マネット政権の成立に至りました。新政権は50代前後の中堅政治家が多く、フン・センと同年代の老練政治家で占められた前政権からの世代交代を印象づけました。

しかし、これが彼らの引退を意味するわけではありません。人民党党首に留まるフン・センを筆頭に、前政権の閣僚は引き続き党指導部の地位を維持する予定です。そのため、彼らは党内で大きな影響力を持ち続けると考えられます。また、フン・センは来年上院議長に就任する意向を表明しており、その他の指導者も国家機構内に新たなポストを得る予定です。加えて、新政権の閣僚には、フン・マネットの他にも老練政治家の子息が多いことも無視できません。そのため、フン・センをはじめとする彼らの政治的影響力は今後も健在とみられます。

■ 割れる新政権に対する声

今回の世襲と新政権の発足について、若手人民党議員は「既定路線であるため、党内にまったく驚きはない」と筆者に語りました。続けて、党内で数年前に流れたというフン・センの体調不安説にも触れ、この時期の首相交代は政治的安定と平和を重視する党の方針に合致した最適解であるという見解を示しました。別の議員は、フン・センが引き続き影響力を持つことについて、新政権の行政運営における経験不足を補うことができるとして好意的に受け止めています。この他、複数の議員からは肥大化した行政機構に対する改革など、フン・セン政権下で実施されてこなかった新たな政治や政策を期待する声が数多く聞かれました。人民党支持者からも同様の意見が聞かれており、与党周辺における新政権に対する支持は盤石と言えます。

その一方、キャンドルライト党など非人民党勢力を支持する一部有権者からは全く異なる意見が聞こえてきます。具体的には、「フン・センらが引き続き権力を握る以上新しい政治は望めない」、「汚職や貧困といった社会問題も解決されないだろう」など、旧来の政治



投票終了後、投票ブース内で行われた開票作業の様子
(ブノンペン、7月23日筆者撮影)

が続く可能性に対する懸念や不安が聞かれました。また、最大野党不在の選挙を経て選出された政権であるため、その正当性を問題視する有権者もいます。もちろん政治において有権者全員からの賛同を得ることは困難です。しかし、このような意見を持つ有権者層に対しどのように人民党、そして新政権が向き合っていくのか、当面の課題となりそうです。

■ 終わりに

8月22日、父フン・センが最前列で見守る中、議会正面中央の演説台にてフン・マネットは新首相として初めての演説を行いました。まさに今後の政治を预言するようなこの光景を、有権者は様々な期待と不安をもって見守ったことでしょう。とはいえ、新政権はまだ発足したばかりであり、不確定要素が多いのも事実です。今後も政権の動向やフン・センの一挙手一投足に目が離せません。

※本稿は、筆者が7月14日から8月7日にかけてブノンペンにて実施した現地調査、及びその後の日本国内での調査に基づきます。また、現地調査の実施に当たっては科研費(23H03620)の助成を受けました。

New カンボジア便り



カンボジアのお正月事情

日本にはお正月がいくつあるでしょうか。おそらく1つだけ、1月1日から3日あたりを指すと思います。しかし国が変わればお正月の数も変わり、またその祝い方も違うものです。

■ お正月 α 、お正月 β 、お正月 γ ……？

カンボジアでは、お正月が3回やってきます。

1つ目は日本と同じ、1月1日に迎えるお正月です。これは最もあっさりしたものです。日本は3日間休むのが一般的ですが、カンボジア人にとってこのお正月はそれほど重要ではないため、1月1日のみで終わることが一般的です。

2つ目は、旧正月や中華正月と呼ばれる春節のお正月です。毎年日付は変わりますが、おおよそ1月末から2月中旬の間にやってきます。カンボジアの正式な祝日ではありませんが、実際には休業となる企業が多いと言えます。この時期になると、街中には富や幸運を願い、マリーゴールドや、蠟梅に似た黄色い花が見られるようになります。また、お正月らしい赤い装飾やお供えも増え、いかにもお祝いといったムードが漂います。こちらは前述のお正月に比べれば、少しばかり派手に見えるでしょう。

3つ目は、カンボジア人にとって本番ともいえる4月の「クメール正月」です。カンボジアの正式な祝日であるこの時期、カンボジア人は実家に帰り、お供えをし、きっちりお正月の準備をします。カレンダー上では3連休でも、1週間以上休むことも普通です。彼らにとって最も重要なこのクメール正月について、取り上げてみたいと思います。

■ クメール正月は女神様のために……

カンボジアには、各曜日を司るテーヴァダー（女神）がいると言われています。この女神は毎年4月頃になると、次の年の干支の動物に乗って天から降りてくる

と言い伝えられており、カンボジアではその時期をクメール正月として祝うのです。

毎年お正月の1日目、ある時間になると、前年の女神は前年の干支に乗り天に帰って行きます。そして次の年の干支に乗った女神が、天からやって来ます。「曜日の女神が干支の動物に乗る」というのは少しばかりややこしく感じるかもしれません。

ちなみに2022年のクメール正月初日は土曜日でした。そして2023年の初日は金曜日です。そのため今年、「虎（寅年）に乗った土曜日の女神」が天に帰り、「兎（卯年）に乗った金曜日の女神」が降りてくるというわけです。

女神が一度天に帰るということを知らなかった頃、「2年連続で同じ曜日だった時は、女神はそのまま地において動物だけ来るのか？」を尋ねたことがあります。「動物は勝手に来ないので、女神は1回帰ってから戻ってくる」と苦笑い付きの返答をもらいました。兎が勝手にやってきたらそれはそれでかわいいと思うのですが、意外に動物たちもきっちりしているようです。

■ 年明け=0時じゃない！

そのようなわけで、クメール正月は「女神が降りてくる日時」が非常に重要です。毎年、降りてくる日付はもちろんのこと、時間も異なります。日本のお正月は1月1日0時が年明けとなりますが、クメール正月の年明けは女神がいつ降臨するかに依存しています。

2023年は4月14日午後4時に降臨するため、その時間が年明けとなります。毎年、王室付の占い師がこの時間を決めているようです。そして女神にお供えする品物についても、占い師により品目やその数まで事細かに定められているとのことでした。

今年のお供え物は、ろうそく5本、香水2本、線香5本、花を5本、チェックヌーンあるいはチェックナンバーという種類のバナナ2房、11種類の果物、水2杯、



カンボジア・日本法
教育研究センター
特任講師

佐藤 怜奈

スラートワー（ココナッツの実につける木の実でできた飾り）2つ、バイサイバーティエン（紙でできたオブジェ）2つでした。多くの家庭では、これらの品物の一部を供えることとなります。実際に全てのお供えを行うのは、お寺や大きな施設、一定規模以上の店舗でなければ難しいでしょう。



お供え物

■ クメール正月遊び

日本に羽子板、凧揚げ、福笑いがあるように、カンボジアにも正月遊びがあります。2つほど紹介したいと思います。

1つ目は「ウィクオーム」という、宙につるした素焼きの壺を目隠しして棒で叩き割る遊びです。壺が割れると、中から水やベビーパウダーが降ってきます。空中版スイカ割りといったイメージでしょうか。なお最近、中にプレゼントを入れておくこともあるようです。素焼きの壺を割ることはもちろん危険ですので、日本では決して真似をしないでください。

2つ目は「レアクカンセン」という遊びです。輪になって座った人々の周りを、クロマーと呼ばれるカンボジアの布製品を持った鬼がぐるぐる回ります。背後にクロマーを落とされた人は、隣の人を叩き、次の鬼となるそうです。日本のハンカチ落としと非常によく似ています。



ウィクオームの壺

同じ「お正月」と言っても、国が変わればその様式も大きく変わります。クメール正月の在り方は、きっと日本人には新鮮に感じられるのではないのでしょうか。それは何もお正月に限ったことではありません。



ウィクオームで壺を割るところ

異文化にあっては、あらゆるものを面白いと感ずることもあれば、受け入れ難く思うこともあるでしょう。しかしそれも、自身が積極的に学んで初めてわかることではないでしょうか。

センターの学生と接していて時に思うのは、意外にも自国の文化について知らないことが多いという点です。異文化理解において、他国の文化を知ろうという姿勢は大切ですが、同時に自国の文化についてもよくよく学ぶ必要があります。むしろその学びがなければ、他文化と比較することなどできないでしょう。日本へ行く前に、自国の素晴らしい文化をしっかりと学び、是非複数の文化を俯瞰的に見ることができるといい目と切に思います。そしてその言葉は、私たち自身にも言えることなのです。

センター長便り

NGN (Next Generation Network) の構築 ～『法の支配』の持続可能な発展に向けて～



名古屋大学
法政国際教育協力研究
センター長

村上 正子

今年の7月開催された日アセアン特別法務大臣会合で採択された共同声明では、法の支配及び基本的人権の尊重は持続可能な発展と「誰一人取り残さない社会」を実現するための礎であるとし、これまでの法制度整備支援の取組を引き続き強化し、ポスト2023年の時代にふさわしい日本とASEANの間の法制度整備支援を展開することを目指すこと等が宣言されました。アジア諸国で法の支配を根付かせるためには、市民の法意識・権利意識を向上させ、一般市民が主体的に活動すること、さらにはそれを支える若手法律家を養成することが重要です。そこで、「NGN(次世代のネットワーク)の構築」をキャッチコピーに掲げ、大学という教育・研究機関に付属するCALEに何ができるのか、どのような役割を果たすべきなのかを考えてみました。

1. 各国の修了生とのネットワーク

法学研究科とCALEが行ってきた人材育成（法学研究科の英語コース、体制移行国におけるCJLセンターでの教育、及びそれに基づく日本語コース）には一定の蓄積が見られるようになりました。英語コースの修了生は、各国の行政や司法制度、大学の中核人材として、さらには法曹実務家として活躍しており、また、CJLや日本語コース修了生も、徐々に大学の教員や弁護士、行政機関や研究所等で活躍してきています。ここ20年間で、法学研究科及びCALEはこれらの修了生たちと豊富なネットワークを築くに至っています。アジア各国には名古屋大学修了生の同窓会があり、SNSなどで定期的に情報共有をしているそうです。今

年の3月にカンボジアを訪れた際には、2泊3日という短い滞在期間にもかかわらず、日本語コース、英語コースの幅広い世代、各分野で活躍している修了生が歓迎してくれました。特に印象に残っているのは、同窓生の1人が、名古屋の某有名居酒屋の手羽先の味を再現すべく研究に研究を重ね、カンボジア名産のコショウを使った究極の手羽先を看板メニューにした日本風居酒屋での夕食会です。こんな形の文化の継受もあるんだなと感心しつつ、何本食べたか数えていませんが、周りが引くくらいかぶりつきました。他のメニューもみな美味しくて、また行きたいな～と思っていたのに、残念ながらこのお店、今は閉店してしまったそうです。どこかでまた復活してくれることを願ってやみません。

また、6月にはCJLのモンゴルセンターの修了式に出席しましたが、モンゴルでは毎年修了式の後に同窓会が開かれ、その年に修了した新しいメンバーを歓迎するとのことで、我々も飛び入り参加しました。ここでも、弁護士や世界銀行、司法研修所や大学と様々な分野で活躍する若者たちの生き生きとした姿に接し、色々な協力の可能性を感じたところです。



▲カンボジアの日本風居酒屋での同窓会

2. 相手国の実情を踏まえた協力

日アセアン特別法務大臣会合では、相手国の実情を踏まえた司法制度になるような支援の重要性が強調されていました。アジア法を専門としない我々が、対象国の制度や実務を知るためには、それぞれの国の研究者や実務家との連携協力が不可欠です。今年の法整備支援連携企画サマースクールでは、民事判決書の様式や判例の意義等について、アジア各国の弁護士や大学教員から直接現場の話聞くことで、多くを学びました。このことは、本号の山下公証人の記事でも指摘されている点です。また、3月にモンゴルを訪れた際も、懲戒委員会、Bar Association（法律家協会）、法律研究所、憲法研究所、司法研修所と様々な機関を訪問し、モンゴルの特徴を活かした立法や組織作り、裁判官のモラルや自律心の改善、国民に対する法の周知、小・中・高での法教育、裁判官の再教育・育成、国民の裁判官に対する信頼確保のための情報発信等、法の支配を一般に普及させるための様々な取組みについて知見を得ることができました。

若手の人材育成は学位を取得すれば終わりというわけではありません。その後の継続的な研究・教育基盤を確立することが重要になりますが、多くのアジア諸国では、まだそのような環境が十分に整っているとは言えない状況です。これについては、CALEの傘谷特任講師が助成金（公益財団法人・高橋産業経済研究財団）を得て「カンボジア人若手研究者・実務家との協働による持続可能な法学教育・研究活動のための調査研究」を行っています（調査結果についてはCALE発行のALBで公表予定）。実態を知ることは、効果的な協力の在り方を具体的に考えることに役立ちます。また、モンゴルでは、名大で博士号を取得した憲法研究所のムンクサイハン所長（モンゴル国立大学教授）が、指導教員だった愛敬先生のアドバイスに従い、憲法学会を立ち上げたとのこと。同じ分野を研究する者同士が集い、自身の研究成果を発表し議論するというフォーラムがあるということは、研究を継続かつ安定的に進める基盤があるということです。日本でもリカレント教育が注目されていますが、修了生たちが弁護士や裁判官、行政官や大学教員といった様々

な職業につきながら、理論と実務をつなげて自由に議論を重ねることで、法の支配をあまねく広げることができること、そして修了生のネットワークを活用して、CALEがそのような基盤づくりに協力し、また互いに交流することで発展していくことが、今後の目標です。

3. CALEの新しいプロジェクト

最後にCALEの新しいプロジェクトを2つ紹介します。

1つは、法整備支援で蓄積した教材・資料を網羅的に集積し、一体的に管理して、今後の法制度整備支援や留学生教育に活用し、さらに資料をデジタル化・データベース化・多言語化するプロジェクトです。これにより、例えば、特定国に対する法整備支援の歴史や、その国の法制度や法律専門家の特徴、国家や省庁の意思決定を含む社会運営の特徴などを網羅的に把握することができるようになり、今後政府が支援のために派遣する派遣専門家の事前研修や、大学院での留学生教育に役立つことが期待されます。かなり大掛かりなプロジェクトであり、資料の整理やアクセス管理の整備など慎重に検討すべき点多いのですが、名大名誉教授の森嶋先生と松浦先生のイニシアティブのもと、まずはベトナムをテストケースとして、出来るところから始めてみようということになりました。

今1つは、松尾陽CJLセンター長の発案で始めた『アジア法プロブレムブック』の作成を通じた若手研究者育成プロジェクト（末延財団助成金）です。アジア法を素材としつつ比較法の手法を用いて批判的な思考を養う教材を作成し、その作成の過程で、教育と研究を融合させることにより、若手研究者を育成しネットワークを強化することが狙いです。このプロジェクトに参加する若手研究者を、日本法のみならずアジア諸国法に視野を広げた法学研究者として育成し、日本を含むアジア各国の法学研究を発展させることが究極の目的です。

CALEって何やってるの？としばしば聞かれますが、今後もこのセンター長便りでCALEの今を適宜発信していきたいと思っていますので、皆様、ご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

5月24日(水)	<p>研究報告会 *Competition Law in ASEAN: Is Harmonisation Achievable?*</p> <p>於：アジア法交流館2階カンファレンスルーム & Zoomによる開催</p>	<p>【報告者】 Burton Ong (シンガポール国立大学法学部准教授)</p>
5月27日(土)	<p>法整備支援連携企画「法整備支援へのいざない」</p> <p>於：現地会場国際法務総合センター国際会議場A及びオンラインを併用したハイブリッド方式</p> <p>主催：法務省法務総合研究所 共催：公益財団法人国際民商事法センター、慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科・CALE</p>	<p>【参加者】 延べ約140名</p>
6月13日(火)	<p>Workshop "Governance of Low Skilled Labour Migration – the Technical Intern Trainee Program Between Vietnam and Japan as a Case Study"</p> <p>主催：科研費・基盤研究A「グローバル法・国家法・ローカル法秩序の多層的構造とその調整法理の分析」、名古屋大学CALE</p> <p>於：アジア法交流館2階カンファレンスルーム</p>	<p>【報告者】 Nguyen Thu Thuy (ハノイ法科大学講師)</p>
6月30日(金)	<p>Roundtable on Legal Education in Uzbekistan and Vietnam: What Local and Foreign Partners May Learn from Recent Reforms, and What We May Share with Each Other?</p> <p>於：アジア法交流館2階カンファレンスルーム & Zoomによる開催</p>	<p>【報告者】 To Van Hoa (ハノイ法科大学副学長)、 Phan Thi Lan Huong (ハノイ法科大学国際部次長)、 Akbar Tojiboev (タシケント国立法科大学 公法学部副学部長)</p>
7月7日(金)	<p>Le Thanh Longベトナム司法大臣ご来訪</p>	<p>【訪問者】 ベトナム司法省より7名</p>
7月11日(火)	<p>第1回アジア法整備支援特別講座「カンボジア法の過去と未来」</p>	<p>【講師】 傘谷祐之 (名古屋大学大学院 法学研究科特任講師)</p>
8月1日(火)～ 8月3日(木)	<p>2023年度 日本法教育研究センター 特任講師会議</p> <p>於：アジア法交流館2階カンファレンスルーム</p>	
8月6日(日)	<p>2023年度 日本法教育研究センター「学年論文発表会」</p> <p>於：Zoomによる開催</p>	<p>【発表者】 21名 日本法教育研究センター学生 (ウズベキスタン、モンゴル、 ベトナム・ハノイ)</p>
8月7日(月)～ 8月8日(火)	<p>法整備支援連携企画サマースクール「アジアの法と社会2023」</p> <p>於：Zoomによる開催</p> <p>共催：公益財団法人国際民商事法センター、法務省法務総合研究所、 慶應義塾大学大学院法務研究科 後援：独立行政法人国際協力機構(JICA)、愛知県弁護士会</p>	<p>【参加者】 延べ100名</p>
9月16日(土)	<p>法整備支援連携企画「法整備支援シンポジウム」</p> <p>於：Zoomによる開催</p> <p>主催：慶應義塾大学大学院法務研究科 共催：公益財団法人国際民商事法センター、慶應義塾大学大学院法務研究科、 名古屋大学大学院法学研究科・CALE</p>	<p>【参加者】 31名</p>
9月18日(月)～ 9月30日(土)	<p>Training Program on Dispute Management and Access to Justice for Justices and Judges of the Office of the Judiciary of Thailand</p> <p>於：最高裁判所、司法研修所、在留外国人支援センター、東京大学、日本弁護士連合会、 法務省法務総合研究所国際協力部、明治大学、名古屋地方裁判所、名古屋大学</p>	<p>【研修員】 Chaicharoen Dusadeeporn (タイ最高裁判所副長官) ほか14名</p>
9月20日(水)	<p>ベトナム司法省からの表彰状授与式</p>	<p>【来訪者】 Dang Hoang Oanh (ベトナム司法副大臣)、 Vu Thi Lan Anh (ハノイ法科大学副学長)、 Phan Thi Lan Huong (ハノイ法科大学国際部次長)</p>
9月21日(木)	<p>CJLコンソーシアム企画 第1回CJL修了生による研究報告会</p> <p>於：Zoomによる開催</p> <p>主催：日本法教育研究センター・コンソーシアム 名古屋大学法政国際教育協力研究センター (CALE)</p>	<p>【報告者】 アガフロヴァ・ルジグル (ウズベキスタン)、 ガンゾリグ・サイハンブル (モンゴル)、 ルオン・ティ・ヒエン (ベトナム)、 ヘイン・ソマリ(カンボジア)</p>

齋藤健法務大臣を表敬訪問

2023年9月11日、CJLの修了留学生4名が、村上正子CALEセンター長および松尾陽CJLセンター長とともに、齋藤健法務大臣を表敬訪問しました。CALEは、設立20周年を迎えた2022年に法務大臣特別感謝状が授与され、その後、CJL修了留学生は、複数回にわたり齋藤大臣との懇談の機会に恵まれました。今回、9月に修士課程を修了する留学生が訪問し、同日は法務省法務総合研究所国際協力部教官らとの修士論文に関する意見交換も行われました。



幸田町国際交流協会の石川末雄様が旭日単光章を受章



愛知県幸田町国際交流協会の石川末雄様（元愛知県幸田町議会議員）が2023年5月1日に旭日単光章を受章されました。同会には、本学カンボジア留学生や日本法教育研究センター学生がホームステイ等でお世話になっております。受章にはこれらの活動が評価されたこともあり、石川様よりCALEに対して記念品を頂戴しました。

頂戴した記念品はアジア法資料室に展示しています▶



CALE外国人研究員紹介

バートン オウン (Burton Ong) 先生

シンガポール国立大学・准教授

2023年5月22日～2023年6月2日 研究課題：東南アジアにおける競争法

CALE人事

【採用】

特任講師 ド・ティ・テウ・フーン (2023年6月1日) (ベトナム[ハノイ]・日本法教育研究センター勤務)
特任講師 小嶋 香織 (2023年7月1日) (ベトナム[ハノイ]・日本法教育研究センター勤務)
特任講師 スリン・シム (2023年8月1日) (カンボジア・日本法教育研究センター勤務)

【退職】

特任講師 神谷 英里 (2023年6月24日)(ベトナム[ハノイ]・日本法教育研究センター勤務)

発行

名古屋大学法政国際教育協力研究センター

【連絡先】

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

TEL. 052-789-2325・4263 / FAX. 052-789-4902

E-mail : cale-jimu@law.nagoya-u.ac.jp

CALE NEWSのバックナンバーはCALEのホームページでもご覧いただけます

URL <https://cale.law.nagoya-u.ac.jp/>

CALE NEWSが不要の方および送付先を変更される方は、
上記連絡先までご連絡下さい。

「レ・ティン・ロン司法大臣とベトナム留学生」

(名古屋大学アジア法交流館カンファレンスルーム)

2023年7月7日、名古屋大学を久々に訪問された法学研究科の大先輩であるレ・ティン・ロン司法大臣とベトナム留学生の懇談会を行い、ロン大臣は、英語コースの学生であっても、日本法を学ぶために日本語の習得を頑張ってほしいとアドバイスされていました。懇談会は、ロン大臣のお人柄により和やかに進み、最後に、参加者で「NA GO YA」と言いながら記念撮影を行いました。

